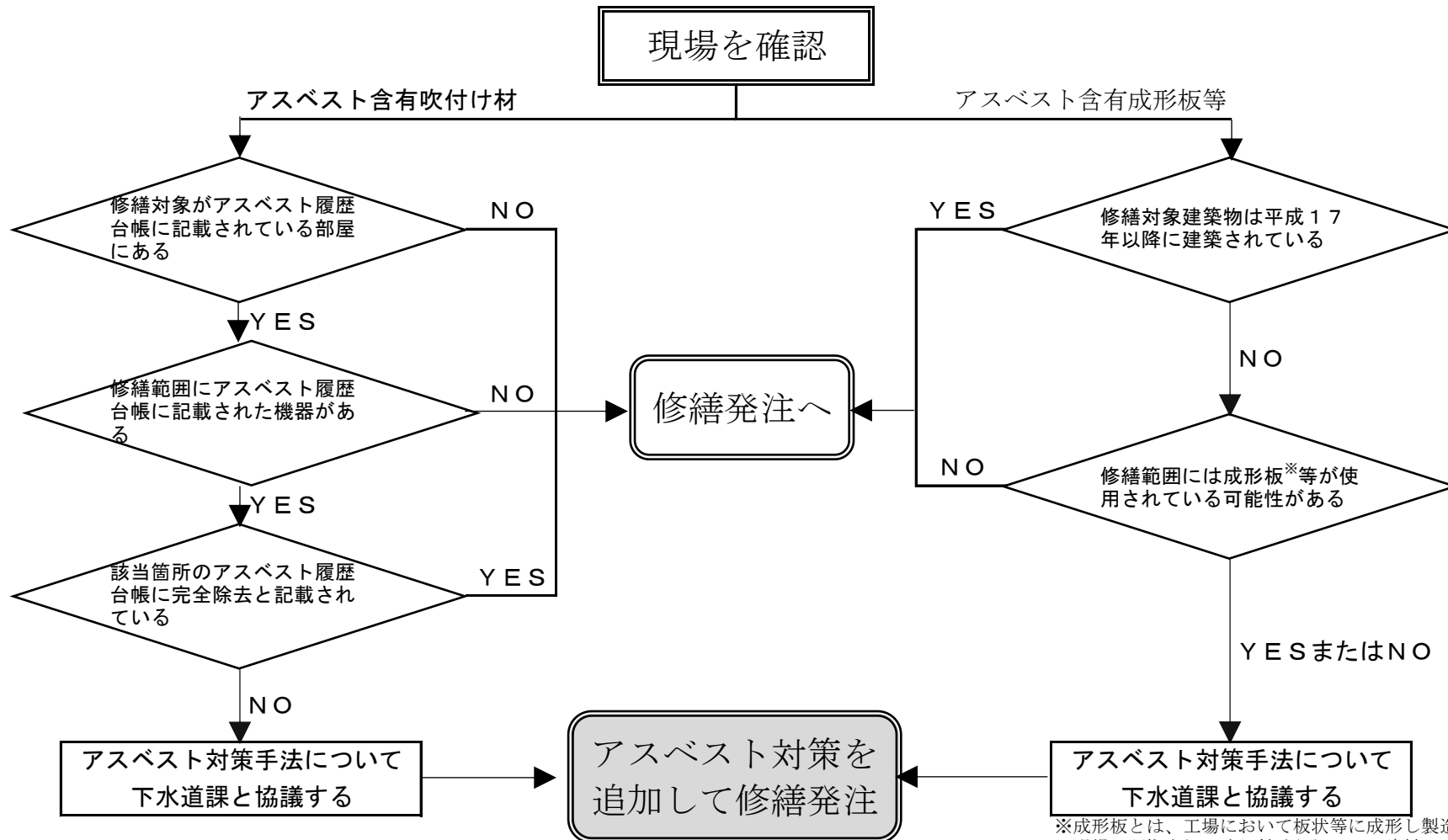


庁舎修繕発生



※成形板とは、工場において板状等に成形し製造され、施工現場に運搬され、取り付けられている建材。
(波形スレート、せっこうボード、ケイ酸カルシウム板など)

庁舎修繕チェックリスト

参考2-2

修繕名称： _____

受注者： _____

監督員： 監督職員 _____

【発注前の確認】

チェック項目	確認日	監督員	管理課長	受注者
修繕箇所の現地確認（修繕対象がアスベスト履歴台帳に記載されている部屋にあることの確認を含む）を行ったか。	/			/
「【アスベスト対策】庁舎修繕発注フロー図」により修繕箇所のアスベスト含有の有無を確認したか。	/	有・無		/

【発注時の確認】

チェック項目	確認日	監督員	管理課長	受注者
決裁等に通常の仕様書に加えて「特記仕様書（庁舎管理におけるアスベスト飛散防止対策）」を添付したか。	/			/
アスベスト含有の可能性がある場合、必要なアスベスト飛散防止対策を計上し、特記仕様書などで条件明示を行っているか。	/			/

【発注時の確認】

チェック項目	確認日	監督員	管理課長	受注者
契約後、監督員は受注者と事前打ち合わせを実施し、書面により上記特記仕様書の内容について確認を行ったか。	/			/
修繕を実施する日時・場所等について、施設管理責任者・施設維持管理業務責任者ならびに関係職員へ周知したか。	/			/
受注者が適切にアスベスト飛散防止対策を実施しているか。 （必ず現地で実施状況を確認すること）	/			/
修繕完了後、修繕箇所の現地確認を行ったか。	/			/

特記仕様書

(庁舎管理におけるアスベスト飛散防止策)

1. (作業範囲内の事前確認)

下水道建築物においては、各所にアスベスト含有吹付け材を囲い込み、封じ込め処置している箇所やアスベスト含有成形板等が存在しているため、事前に、作業範囲内（資材搬入経路、仮置き場所なども含む。）にこれらに該当する箇所がないか、本市監督員と書面等で確認を行うこと。

2. (アスベスト飛散防止のための防護措置)

作業範囲内にアスベスト含有吹付け材を囲い込み、封じ込め処置している箇所やアスベスト含有成形板等が存在する箇所がある場合、また、アスベストを飛散させる可能性がある作業（穿孔、取り替え、切断など）を行う場合は、事前にその作業内容と防護措置について本市監督員と協議し、関係法令を順守の上、必要な事項を施工計画書に明記すること。また、施工計画について全ての作業員に周知徹底を図った上で作業を行うこと。

3. (アスベスト飛散時の対応)

アスベスト含有部分や囲い込み材を誤って破損するなどアスベストを飛散させた恐れがある場合は、直ちに、作業を中止し、立入禁止措置を行った後、速やかに本市監督員へ報告し、対応を協議すること。